

II 防災対策

◇はじめに

障がいや疾病等のある配慮を要する生徒は、自分自身を守り避難するなどの行動をとる際、様々な困難が予想される。あらかじめ、一人ひとりの予想される困難を共通理解し、必要な支援体制と計画、物品等の準備を行うとともに、下表の例のように、障がいのある生徒が災害時に陥りやすい状況について理解しておく。

《 障がいのある生徒が災害時に陥りやすい状況例 》

情報の理解や意思表示	○情報の理解・判断に時間を要することや、できないことがある。 ○自分の意思を伝えることが困難なことがある。 ○全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障がいや聴覚障がいでは、障がいに応じた情報伝達方法の配慮が必要である。また、知的障がいのある生徒には、個別に簡潔な支持を与える必要がある。
危険回避行動	○危険認知が難しい場合がある。 ○落下物等から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。 ○風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい場合がある。 ○危険回避をしようとしてあわてて行動することがある。 ○けがなどをしての的確に言えず、周囲が気づかないことがある。
避難行動	○落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動が難しい場合がある。 ○エレベーターが使えない状況で、階下や屋上への避難が難しい場合がある。
生命・生命維持	○薬や医療器具・機器がないと生命・生活の維持が難しい場合がある。 ○避難時の天候や気温によっては生命の危険がある場合がある。
非日常への適応	○経験したことのない場面や急激な環境への対応が難しい場合がある。 ○不安な気持ちが被災により増幅され、感情のコントロールが難しくなることがある。

(1) 火災対策

① 消火栓、消火器、満水バケツの整備、点検

② 非常持出物の整備（非常持出と朱書）

③ 避難順路および要領の徹底

ア．警報は非常ベル、放送により敏速に行う。

イ．余裕のあるとき以外は、学習用具を持たず、教師の誘導で整然と避難する。

ウ．避難順路については、別紙参照のこと。

エ．グラウンド集合後、担任は人員を確認し、指揮者に報告する。

④ 危険から身を守るための基本的な行動

初期対応	知らせる・連絡する	近くの教職員あるいは職員室へ素早く知らせる。
避難行動	安全な場所にすみやかに避難する	避難行動は、押さない・走らない・しゃべらない・戻らない（「お・は・し・も」の原則）ハンカチ等を鼻と口にあて、煙に遭遇したときは低い姿勢で避難する。

(2) 地震対策

① 警報は火災の場合に準ずるが、突発的であるので臨機応変の処置をとる。

ア. 机の下にしゃがみこむ。

イ. 火気使用の場合は、直ちに消火する。

② 危険から身を守るための基本的な行動

初期対応	落下物・倒壊物・移動物から身を守る	落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所に移動し、落ち着いて揺れがおさまるのを待つ。
	周囲の様子を的確に把握する	激しい揺れがおさまったらあわてず、騒がずその場が危険でないか判断する。
避難行動	安全な場所へすみやかに避難する	鉄筋校舎は比較的安全なことから、あわてて外へ飛び出さない。揺れがおさまったあとは、火災発生も予想されることからグラウンドへ避難する。 避難行動は、押さない・走らない・しゃべらない・戻らない（「お・は・し・も」の原則）。

③ 状況別対応

授業時間中		休憩時間中	放課後・休日活動中
↓	↓	↓	↓
普通教室 特別教室	体育館 グラウンド	本館・体育館 グラウンド	本館・体育館 グラウンド
一次対応：身の安全確保・出口確保・状況把握に努める ※火災発生時は消火活動			
↓	↓	↓	↓
・机、カバン、教科書等で頭部を防御し、低姿勢で揺れがおさまるまで待つように指示をする。 ・火気使用器具の始末 ・人員点呼を行う。	・窓や窓際、体育施設器具類から離れるように指示し、中央部等安全な場所に集合させ、低姿勢で揺れがおさまるまで待つ。 ・人員点呼を行う。	・放送や大声で、窓や壁際から離れさせ、揺れがおさまり次第、教室に入るように指示をする。 ・担任は教室に行き、人員点呼を行う。	・窓や壁際、体育施設から離れるように指示し、中央部等安全な場所に集合させ、低姿勢で揺れがおさまるまで待つ。揺れがおさまり次第、近くの教室に入らせる。 ・人員点呼を行う
二次対応：安全な場所に避難する			

※ なお、生徒が在校中、震度5弱以上の地震が発生した場合は、
⇒ 保護者への引き渡しによる下校とする。

登下校中については、以下の点に留意する。

① 身の安全を考え、安全な場所に避難する等各自対応する。

② 学校にいる教職員は、学校近くの生徒をすみやかに校内に誘導する。

③ 校内にいる生徒は、教室に集合するよう指示をする。

(3) 台風・大雨対策

- ① 台風接近の場合は、気象通報に注意し、府教委、市教委の指示に従う。また同時に、状況判断をあやまらず、臨機応変の処置をとる。
- ② 重要書類、物品を安全な場所に移管する。
- ③ グランドの防球ネットやハンドゴール等は飛ばないように倒しておく。
- ④ 危険から身を守るための基本的な行動
 - ア. 登下校の際、危険な所を通らないようにする。(暴風により、屋根瓦が飛んだり、樹木や街灯が倒壊したり、大雨により河川が氾濫したりするため。)
 - イ. 急激な大雨流入により、ふたが外れたマンホールや側溝への転落に注意する。
 - ウ. 地下にいるときは、地上に出るようにする。

《 暴風警報発令時の授業について 》

気象情報	措置
午前7時現在 【大阪府全域】あるいは【大東市】に「暴風」警報が発令された場合。	登校を見合わせる。(自宅待機)
午前9時までに 上記警報が、解除された場合。	午前10時から始業とする。 (午前中授業) ・3時間目からの準備をして、 9時30分～9時50分の間に登校する。 (昼食は持ってこない)
午前9時現在で 上記警報が、解除されていない場合。	臨時休業日(休校)とする。
生徒が在校時に警報が発令された場合	学校で生徒を待機させ安全を確保する。 気象情報、校区の状況を的確に把握した後、教職員による安全確保を行い、まとまって下校する。

(備考)

- ① 学校への問い合わせは原則としてせず、気象ニュース等で判断すること。
- ② テレビ等による定時気象情報以外に、「警報発令」または「警報解除」は、大阪管区气象台より、そのつどテレビにてテロップが流されたりするので、それを確認すること。
- ③ 大雨・洪水・高潮・波浪等の各警報の場合は、平常通りの授業を実施します。
- ④ 上記の措置にかかわらず、学校から連絡があった場合は、その指示に従うこと。
- ⑤ 学校ホームページや登録している個人メールもチェックすること。

◎ 光化学スモッグ対策

区 分	措 置	旗 の 色
1. 予報のとき ① 一般的な注意 ② 症状の訴えがあったとき	1. 症状の有無を確認する。 2. 病弱な生徒及び当日身体の調子の悪い生徒は、屋内に入れる。 3. 屋外での過激な運動を避ける。 1. 症状を訴えた生徒があれば直ちに屋内に入れると共に最寄りの保健所及び市教委へ連絡する。 2. うがい、洗顔をさせる。	グリーンの旗
2. 注意報のとき	1. 症状の有無を確認する。 2. 病弱な生徒及び当日身体の調子の悪い生徒は、屋内に入れる。 3. 屋外での過激な運動を避ける。 4. 症状を訴えた生徒があれば直ちに屋内に入れると共に最寄りの保健所及び市教委へ連絡する。 5. うがい、洗顔をさせる。	黄色の旗
3. 警報及び 重大緊急警報 のとき	1. 屋外の運動をやめて、屋内に入れる。 （うがい、洗顔をさせる） 2. 症状を訴えた生徒があれば、直ちに、最寄りの保健所及び市教委へ連絡する。	オレンジ色の旗 (エンジ色の旗)

四條畷保健所 878-1021
 市 教 委 870-9104
 870-9643

◎ 暖房規定

1. 使用期間

- ① 空調機器やストーブ使用期間は、12月1日～3月24日
- ② 作動・点火気温……………15℃以下で点火、20℃以上で消火
- ③ スイッチ・元栓開閉時間
特別教室……………使用時限
普通教室・準備室・管理室……始業時～17：15

2. 操 作

- ① 操作は、教頭または教科担任が行う。
空調機器の操作は職員室及び各教室で行う。
(ストーブ)：コック開き→点火→調節→消火→コック閉め→消火確認
- ② 責任者
特別教室……………使用責任者

3. 注意事項

- ① 空調機器のフィルターは定期的に洗浄する。
- ② 器具破損時は、必ず速やかに担任または教科の先生に届け出る。
- ③ 点火中は、換気(窓の開閉)に注意する。
- ④ ストーブの上には何も置かない。
- ⑤ ストーブ使用教室は、非常用水を常備する。(満水のバケツを教室内前に置く)

4. 非常連絡

火事……119
大東市消防署……872-2341

5. 冷暖房使用について

- ① 期間
冷房： 6月1日～9月30日
暖房：12月1日～3月24日
- ② 温度設定
冷房：28℃
暖房：20℃
- ③ 使用時間
普通教室：朝の読書 → 終学活終了時
職員室：午前8時 → 午後9時